

公募の特例を適用する目黒区立高齢福祉施設及び障害福祉施設の指定管理者の候補者の
 選定結果について (議案第71号、第73号、第75号、第76号補足資料)

公募の特例を適用する目黒区立高齢福祉施設及び障害福祉施設について、健康福祉部指定管理者選定評価委員会での選定評価結果に基づき、以下のとおり指定管理者候補者を選定する。

1 指定管理者候補者の概要

(1) 施設の名称

高齢福祉施設	目黒区立特別養護老人ホーム (中目黒、東が丘、東山)
	目黒区立在宅ケア多機能センター (東山、東が丘)
障害福祉施設	目黒区立福祉工房 (かみよん工房、大橋えのき園)
	目黒区心身障害者センターあいアイ館

(2) 指定管理者候補者とする法人

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
 社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団

(3) 指定期間

平成31年4月1日から平成41年3月31日まで(10年間)
 ※日付は、現在の元号による年月日で表示

2 選定評価の方法

「目黒区健康福祉部指定管理者選定評価委員会設置要綱」に基づき設置された健康福祉部指定管理者選定評価委員会(下表)で、①指定期間中(平成21年度から29年度)の運営状況について、各年の運営評価結果の状況及び指摘事項に対する改善状況等に基づき評価を行うとともに、②次期指定期間中(平成31年度から40年度)の事業計画、収支予算計画等及びヒアリング内容についてあらかじめ定めた基準に基づき評価し、指定管理者としての適格性について総合的な評価を行った。

目黒区健康福祉部指定管理者選定評価委員会構成 (敬称略)

	氏名	備考
委員長	岩崎 香	有識者
副委員長	上田 広美	健康福祉部長
委員	中島 修	有識者
委員	中村 浩士	有識者
委員	松島 達夫	税理士 ※財務評価を審査
委員	田邊 俊子	健康福祉計画課長

3 選定評価の基準

(1) 指定期間中(平成21年度～29年度)の運営状況の評価

- [A] 優れている
- [B+] 必要な水準を超えている
- [B] 必要な水準を満たしている
- [C] 改善が必要である

※健康福祉部指定管理者運営評価委員会による基準

(2) 次期指定期間中(平成31年度～40年度)の事業計画等の評価

全委員の評価による総合得点が満点(850点)の60%(510点)を超えることを、指定管理者候補者として選定する要件とする。

4 選定評価結果の概要

(1) 目黒区立特別養護老人ホーム

ア 指定期間中(平成21年度～29年度)の運営状況の評価結果

- 特別養護老人ホーム中目黒 B
- 特別養護老人ホーム東が丘 B+
- 特別養護老人ホーム東山 B+

イ 次期指定期間中(平成31年度～40年度)の事業計画等の評価結果

(評価点()内は得点率)

評価項目	主な評価内容	配点		評価点			
		各委員	合計	特別養護老人ホーム 中目黒	特別養護老人ホーム 東が丘	特別養護老人ホーム 東山	
I 法人運営の評価	1 法人の運営に関する事項	法人理念・職員体制・危機管理・個人情報保護	25	125	81 (64.8%)	81 (64.8%)	81 (64.8%)
	2 法人の財務状況に関する事項	財務状況・収支計画	10	50	36 (72.0%)	36 (72.0%)	36 (72.0%)
	3 指定管理者としての適格性など	指定管理者としての適格性など	10	50	32 (64.0%)	32 (64.0%)	32 (64.0%)
II 施設の評価	1 施設のサービスの実施に関する事項	施設運営方針・サービスの質の確保・サービス内容・利用者家族との連携・苦情解決・利用者保護	45	225	143 (63.6%)	154 (68.4%)	154 (68.4%)
	2 施設の経営能力等に関する事項	職員体制・地域との交流・関係機関との連携・危機管理・事故対応・個人情報保護・施設の運営管理経費	50	250	166 (66.4%)	178 (71.2%)	172 (68.8%)
	3 施設の効用を高める事項	先駆的な取組み・事業の提案内容	20	100	66 (66.0%)	68 (68.0%)	68 (68.0%)
	4 指定管理者としての適格性など	指定管理者としての適格性など	10	50	32 (64.0%)	36 (72.0%)	34 (68.0%)
総合得点			170	850	556 (65.4%)	585 (68.8%)	577 (67.9%)

ウ 選定理由

- 指定期間中の運営状況については、3施設とも「必要な水準を満たしている」又は「必要な水準を超えている」との評価であった。

○ 次期指定期間中の事業計画等の評価については、指定管理者候補者として選定するための要件（総合得点が60%（510点）を超えること）を満たしている。

以上のことから総合的に判断し、指定管理者候補者として選定する。ただし、高齢者を取り巻く状況、法制度や社会状況の変化及び選定評価委員会において今後も区立施設として先駆的な取組みに積極的に取り組むことを望むなどの意見があったことを踏まえ、指定期間中5年後を目途に、次期指定管理期間中の事業計画における提案事項の達成状況等について評価を行うこととする。

(2) 目黒区立在宅ケア多機能センター

ア 指定期間中（平成21年度～29年度）の運営状況の評価結果

東山在宅ケア多機能センター B+

東が丘在宅ケア多機能センター B+

イ 次期指定期間中（平成31年度～40年度）の事業計画等の評価結果

（評価点（ ）内は得点率）

評価項目	主な評価内容	配点		評価点		
		各委員	合計	東山在宅ケア多機能センター	東が丘在宅ケア多機能センター	
I 法人運営の評価	1 法人の運営に関する事項	法人理念・職員体制・危機管理・個人情報保護	25	125	81 (64.8%)	81 (64.8%)
	2 法人の財務状況に関する事項	財務状況・収支計画	10	50	36 (72.0%)	36 (72.0%)
	3 指定管理者としての適格性など	指定管理者としての適格性など	10	50	32 (64.0%)	32 (64.0%)
II 施設の評価	1 施設のサービスの実施に関する事項	施設運営方針・サービスの質の確保・サービス内容・利用者家族との連携・苦情解決・利用者保護	45	225	153 (68.0%)	154 (68.4%)
	2 施設の経営能力等に関する事項	職員体制・地域との交流・関係機関との連携・危機管理・事故対応・個人情報保護・施設の運営管理経費	50	250	170 (68.0%)	175 (70.0%)
	3 施設の効用を高める事項	先駆的な取組み・利用率向上への取組み	20	100	66 (66.0%)	62 (62.0%)
	4 指定管理者としての適格性など	指定管理者としての適格性など	10	50	34 (68.0%)	36 (72.0%)
総合得点			170	850	572 (67.3%)	576 (67.8%)

ウ 選定理由

- 指定期間中の運営状況については、2施設とも「必要な水準を超えている」との評価であった。
- 次期指定期間中の事業計画等の評価については、指定管理者候補者として選定するための要件（総合得点が60%（510点）を超えること）を満たしている。

以上のことから総合的に判断し、指定管理者候補者として選定する。ただし、高齢者を取り巻く状況、法制度や社会状況の変化及び選定評価委員会において医療的ケアを必要とする方の受入れなどに積極的に取り組むことが望まれるなどの意見があったことを踏まえ、指定期間中5年後を目途に、次期指定管理期間中の事業計画における提案事項の達成状況等について評価を行うこととする。

(3) 目黒区立かみよん工房（就労継続支援B型）

ア 指定期間中（平成21年度～29年度）の運営状況の評価結果 B+

イ 次期指定期間中（平成31年度～40年度）の事業計画等の評価結果

（評価点（ ）内は得点率）

評価項目		主な評価内容	配点		評価点
			各委員	合計	かみよん工房
I 法人運営の評価	1 法人の運営に関する事項	法人理念・職員体制・危機管理・個人情報保護	25	125	81 (64.8%)
	2 法人の財務状況に関する事項	財務状況・収支計画	10	50	36 (72.0%)
	3 指定管理者としての適格性など	指定管理者としての適格性	10	50	32 (64.0%)
II 施設の評価	1 施設のサービスの実施に関する事項	施設運営方針・サービスの質の確保・サービス内容・利用者家族との連携・苦情解決・利用者保護	45	225	159 (70.7%)
	2 施設の経営能力等に関する事項	職員体制・地域との交流・関係機関との連携・危機管理・事故対応・個人情報保護・施設の運営管理経費	50	250	182 (72.8%)
	3 施設の効用を高める事項	先駆的な取組み・事業の提案内容	20	100	84 (84.0%)
	4 指定管理者としての適格性など	指定管理者としての適格性	10	50	36 (72.0%)
総合得点			170	850	610 (71.8%)

ウ 選定理由

- 指定期間中の運営状況については、「必要な水準を超えている」との評価であった。
- 次期指定期間中の事業計画等の評価については、指定管理者候補者として選定するための要件（総合得点が60%（510点）を超えること）を満たしている。

以上のことから総合的に判断し、指定管理者候補者として選定する。ただし、障害者を取り巻く状況、法制度や社会状況の変化及び選定評価委員会において今後も利用者の高齢化や障害の重度化に対応する取り組みを望むなどの意見があったことを踏まえ、指定期間中5年後を目途に、次期指定管理期間中の事業計画における提案事項の達成状況等について評価を行うこととする。

(4) 目黒区立大橋えのき園 (生活介護)

ア 指定期間中 (平成21年度～29年度) の運営状況の評価結果 B

イ 次期指定期間中 (平成31年度～40年度) の事業計画等の評価結果

(評価点 () 内は得点率)

評価項目	主な評価内容	配点		評価点	
		各委員	合計	大橋えのき園	
I 法人運営の評価	1 法人の運営に関する事項	法人理念・職員体制・危機管理・個人情報保護	25	125	81 (64.8%)
	2 法人の財務状況に関する事項	財務状況・収支計画	10	50	36 (72.0%)
	3 指定管理者としての適格性など	指定管理者としての適格性	10	50	32 (64.0%)
II 施設の評価	1 施設のサービスの実施に関する事項	施設運営方針・サービスの質の確保・サービス内容・利用者家族との連携・苦情解決・利用者保護	45	225	151 (67.1%)
	2 施設の経営能力等に関する事項	職員体制・地域との交流・関係機関との連携・危機管理・事故対応・個人情報保護・施設の運営管理経費	50	250	168 (67.2%)
	3 施設の効用を高める事項	先駆的な取組み・事業の提案内容	20	100	66 (66.0%)
	4 指定管理者としての適格性など	指定管理者としての適格性	10	50	32 (64.0%)
総合得点			170	850	566 (66.6%)

ウ 選定理由

○ 指定期間中の運営状況については、「必要な水準を満たしている」との評価であった。

○ 次期指定期間中の事業計画等の評価については、指定管理者候補者として選定するための要件 (総合得点が60% (510点) を超えること) を満たしている。

以上のことから総合的に判断し、指定管理者候補者として選定する。ただし、障害者を取り巻く状況、法制度や社会状況の変化及び選定評価委員会において利用者増加の取組やサービス利用時間や送迎上の課題改善に取り組むことを望むなどの意見があったことを踏まえ、指定期間中5年後を目途に、次期指定管理期間中の事業計画における提案事項の達成状況等について評価を行うこととする。

(5) 目黒区心身障害者センターあいアイ館（生活介護・地域生活支援事業）

ア 指定期間中（平成21年度～29年度）の運営状況の評価結果 B

イ 次期指定期間中（平成31年度～40年度）の事業計画等の評価結果

（評価点（ ）内は得点率）

評価項目	主な評価内容	配点		評価点	
		各委員	合計	あいアイ館	
Ⅰ 法人運営の評価	1 法人の運営に関する事項	法人理念・職員体制・危機管理・個人情報保護	25	125	81 (64.8%)
	2 法人の財務状況に関する事項	財務状況・収支計画	10	50	36 (72.0%)
	3 指定管理者としての適格性など	指定管理者としての適格性	10	50	32 (64.0%)
Ⅱ 施設の評価	1 施設のサービスの実施に関する事項	施設運営方針・サービスの質の確保・サービス内容・利用者家族との連携・苦情解決・利用者保護	45	225	141 (62.7%)
	2 施設の経営能力等に関する事項	職員体制・地域との交流・関係機関との連携・危機管理・事故対応・個人情報保護・施設の運営管理経費	50	250	163 (65.2%)
	3 施設の効用を高める事項	先駆的な取組み・事業の提案内容	20	100	56 (56.0%)
	4 指定管理者としての適格性など	指定管理者としての適格性	10	50	30 (60.0%)
総合得点			170	850	539 (63.4%)

ウ 選定理由

- 指定期間中の運営状況については、「必要な水準を満たしている」との評価であった。
- 次期指定期間中の事業計画等の評価については、指定管理者候補者として選定するための要件（総合得点が60%（510点）を超えること）を満たしている。

以上のことから総合的に判断し、指定管理者候補者として選定する。ただし、障害者を取り巻く状況、法制度や社会状況の変化及び選定評価委員会において医療的ケアの拡大や利用者及び利用者家族のニーズを積極的に把握し、具体的な計画を立て実現することを望むなどの意見があったことを踏まえ、指定期間中5年後を目途に、次期指定管理期間中の事業計画における提案事項の達成状況等について評価を行うこととする。

5 添付資料（選定した法人に係る資料）

- (1) 法人の概要 (別紙)
- (2) 定款 (別添資料1)
- (3) 仮基本協定書（高齢福祉施設） (別添資料2-1、2-2)
- (4) 仮基本協定書（障害福祉施設） (別添資料3-1、3-2、3-3)

以 上

法人の概要

事 項	内 容
法人名	社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
代表者名	佐々木 一男（ささき かずお）
主たる事務所	東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
設立年月日	平成元年10月2日
設立趣旨等	<p>この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援し、目黒区と一体となって、目黒区の社会福祉事業の推進を図り、広く区民の福祉の向上と増進に寄与することを目的として、社会福祉法第2条の規定により、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業 ア 特別養護老人ホームの経営 イ 母子生活支援施設の経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業 ア 老人デイサービスセンターの経営 イ 老人短期入所事業の経営 ウ 小規模多機能型居宅介護事業の経営 エ 障害福祉サービス事業の経営 オ 地域活動支援センターの経営 カ 身体障害者福祉センターの経営 キ 特定相談支援事業の経営</p> <p>公益を目的とする事業 この社会福祉法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 地域包括支援センターの経営 (2) 居宅介護支援事業</p>
従業員数	正規295名、契約92名 (平成30年9月1日現在)

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団の事業経歴

年 月	内 容
平成元年10月	目黒区が設置する社会福祉施設の経営を委託するため、区が基本財産を出資し、目黒区社会福祉事業団が設立される。
平成2年4月	特別養護老人ホーム中目黒 中目黒高齢者在宅サービスセンター 中央町高齢者在宅サービスセンター（平成14年9月 事業終了） コーポ中央町（高齢者福祉住宅）（平成14年9月 事業終了） 東根荘（母子寮）
平成5年4月	田道高齢者在宅サービスセンター 高齢者センター機能訓練室（平成21年3月 事業終了）
平成6年7月	かみよん工房
平成7年4月	特別養護老人ホーム東が丘 東が丘高齢者在宅サービスセンター 東が丘在宅介護支援センター 東が丘在宅介護支援センターホームヘルプ事業 （平成12年3月 事業終了）
平成9年5月	大橋えのき園
平成12年4月	特別養護老人ホーム東山 東山高齢者在宅サービスセンター 東山在宅介護支援センター
平成13年4月	心身障害者センター
平成17年4月	みどりハイム開設（移転に伴い、東根荘から名称変更）
平成18年4月 12月	東部包括支援センター 西部包括支援センター 中央包括支援センター
平成25年3月	中目黒高齢者在宅サービスセンター 事業終了
平成26年3月	田道高齢者在宅サービスセンター 事業終了
平成28年3月	東山在宅介護支援センター 事業終了
平成28年4月	東山ケアプランセンター開設（自主事業）
平成29年3月	東山在宅ケア多機能センター開設（東山高齢者在宅サービスセンター廃止）
平成29年3月	東が丘在宅介護支援センター 事業終了
平成29年4月	東が丘ケアプランセンター開設（自主事業）
平成30年3月	東が丘在宅ケア多機能センター開設（東が丘高齢者在宅サービスセンター廃止）
平成30年4月	下目黒福祉工房

平成30年9月1日現在、運営する事業所のうち、地域包括支援センターは業務委託、東山ケアプランセンター及び東が丘ケアプランセンターは自主事業であり、それ以外は指定管理者による運営である。